

五島市社会福祉協議会福祉活動推進協力校事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、今後の地域福祉の担い手となる小・中・高等学校の児童・生徒に対して、社会福祉に関する意識の高揚を図るため、福祉活動推進協力校（以下「協力校」という。）を指定し、社会福祉に関する諸事業を通じて、相互扶助の精神の育成や共同募金活動への理解を深めるとともに、児童・生徒を通じてこれを家庭及び地域に普及させることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、五島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(事業及び活動内容)

第3条 協力校は、学校及び地域の実情を踏まえ、独自の創意と計画に基づき、児童・生徒及び地域住民に対して福祉意識の高揚を図り、自主活動として次に掲げる事業及び活動を行う。

- (1) 社会福祉についての理解を高めるための学習会、講演会、映画上映会等の開催又は参加
- (2) 地域の高齢者や障がい児・者への訪問、また、交流を目的とした学校行事への招待
- (3) 社会福祉施設への訪問、見学、ボランティア活動等
- (4) 児童・生徒が行う清掃作業、美化活動等
- (5) 老人福祉週間、児童福祉週間、障害者週間、共同募金、歳末たすけあい運動等の社会福祉関係行事への協力
- (6) その他、目的達成のために必要と認められる事業及び活動

(審査委員及び助成の決定等)

第4条 本会会長は協力校を指定し、助成の決定については審査委員会に審査を依頼し決定する。

2 審査委員は共同募金会五島市支会運営委員をもって充てる。

3 本事業による協力校指定期間は、助成実施年度の申請日から年度末までとする。ただし必要に応じて次年度以降も協力校に指定することができる。

(助成等)

第5条 本会会長は、協力校に対して別表の区分により助成金を交付するものとする。但し、協力校全校の申請額の合計が助成金の財源を上回った場合においては減額になる場合もある。

2 助成金の交付に関しては、社会福祉事業助成金交付要綱の定めるところによるものとする。

3 申請者は、助成事業等が完了したとき、又は当該年度終了後20日以内に助成事業実績報告書（様式第4号）、事業報告書、収支決算書、領収書の写し、その他本会会長が必要と認める書類を提出しなければならない。

4 本会会長は、協力校の要請により、行事計画への支援や福祉情報、資料の提供、機材（フィルム・ビデオ等）貸出等、必要に応じて援助を行うものとする。

5 助成を受けた場合、その事業が赤い羽根共同募金の配分を受けた事業であることを実施可能な方法で周知に努める。

(補則)

第6条 この要綱に定めるものを除き、本事業の実施に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２３年４月１日から一部改正する。
この要綱は、平成２８年４月１日から一部改正する。
この要綱は、平成３０年４月１日から一部改正する。
この要綱は、令和　２年４月１日から一部改正する。

別表

区　分（児童生徒数）	金　　　額
10 人未満	1 5， 0 0 0 円以内
10 人以上 50 人未満	2 0， 0 0 0 円以内
50 人以上 100 人未満	2 5， 0 0 0 円以内
100 人以上 200 人未満	3 5， 0 0 0 円以内
200 人以上 300 人未満	4 0， 0 0 0 円以内
300 人以上	5 0， 0 0 0 円以内